

# 令和6年度 第1回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年4月16日(火) 午後3時から3時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- |         |      |       |         |      |  |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員  | 委員長  | 小松哲也  |         |      |  |
|         | 委員   | 中本久美子 |         |      |  |
|         | 委員   | 細田耕治  |         |      |  |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美  | 次長兼給与課長 | 灘尾幸三 |  |
|         | 任用課長 | 尾田聡子  | 係長      | 浅田瑞生 |  |
|         | 係長   | 山口玲夏  | 係長      | 河崎卓哉 |  |
|         | 主事   | 小谷健太  | 主事      | 蓮佛藍子 |  |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について  
報告第1号 2024年度給与勧告等に関する要求書について

## 五 議 事

### ◇人事委員会の会議出席者及び議事録作成者の指定について

人事委員会の会議出席者及び議事録作成者として、小松委員長が次の者を指定した。

- ① 鳥取県人事委員会議事規則第5条に定める委員長の指定する会議出席者  
尾田任用課長、浅田係長、山口係長、河崎係長、小谷主事、蓮佛主事
- ② 同規則第7条に定める委員長の指定する議事録作成者  
山口係長

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

令和6年職種別民間給与実態調査の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

令和6年職種別民間給与実態調査を以下のとおり実施する。

#### 1 目的

県職員の給与を県内民間事業所従業員の給与と比較検討するための資料を得ること(人事院等との共同調査であり、全国の調査結果を集計したものは国家公務員の給与との比較の資料となる。)

#### 2 調査対象

(1) 調査対象事業所

令和6年4月現在における県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の245事業所

企業規模…調査対象事業所も含めた企業全体の従業員数

事業所規模…調査対象事業所の従業員数

(2) 調査事業所

(1)の中から人事院が無作為抽出により選定した138事業所

3 調査方法

調査員による実地調査を基本としつつ、必要に応じて対面によらない方法も活用する。

4 調査期間

令和6年4月22日(月)から6月14日(金)まで

5 主な調査内容

- ・本年4月分の個人別給与の支給状況(職種(事務・技術等)別、年齢別、学歴別)
- ・初任給の支給状況(職種(事務・技術等)別、学歴別)
- ・昨年8月から本年7月までに支払われた賞与及び臨時給与の支給状況(支給総額、支給人員等)
- ・各種手当の支給状況
- ・高齢者雇用施策の状況 など

【質疑等】

委員：調査の実施体制について教えてほしい。

事務局：人事委員会事務局の職員が調査員となり、6名体制で実施する。

◇報告第1号

2024年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

【説明】



鳥取県人事委員会

委員長 小松 哲也 様

報告第1号

2024年4月15日

鳥取県職員労働組合

執行委員長 三浦 敏樹



鳥取県現業公企職員労働組合

執行委員長 前田 和俊



鳥取県教職員組合

執行委員長 細砂 直



鳥取県高等学校教職員組合

執行委員長 岡島 恒志



鳥取県教育委員会事務局労働組合

執行委員長 端詰 素子



鳥取県会計年度任用職員労働組合

執行委員長 岩崎 尚美



地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター職員労働組合

執行委員長 中野 陽



全日本自治団体労働組合鳥取県本部

執行委員長 三浦 敏樹



2024年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会におかれましては、地方自治の発展と、それを支える地方公務員の賃金労働条件の整備に日々ご精励のことと存じます。

私たち鳥取県に働く全ての地方公務員は、雇用形態にかかわらず、県民の負託に応え、豊かな地方自治と教育を創造するために励んでおります。しかし、本県の賃金水準は全国最低であり、人材の確保が困難になりつつあり、とりわけ学校現場や知事部局の専門職においては職員の確保ができない状態となっています。

貴委員会は、地方公務員の労働基本権制約の代償機関であることを含め、職員の利益保護の役割を十分に果たすことが求められます。また、鳥取県の人口流出が続き、県職員への応募者が減少し続けている現状を十分にふまえ、下記事項の実現に向けて、最大限の努力をしていただきますよう要求します。

## 記

### 一、賃金改善の要求

- (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するとともに人員確保のため、全世代の給与水準を全国水準に合わせて改善すること。都道府県最下位が続いているラスパイレース指数を、100に近づけるよう努力すること。
- (2) 人員確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員、保育士、児童相談所職員、総合土木職等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を早急に確保すること。
- (3) 全ての給料表および級において号給延長を行うこと。

### 二、非正規雇用職員の処遇改善の要求

- (1) 公務の運営に欠かせない非正規雇用職員の任用や処遇改善にかかわって、2017年5月11日に成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」および2023年4月26日に成立した「地方自治法の一部を改正する法律」をふまえ、非正規雇用職員の処遇が改善される方向で人事委員会として必要な対応を行うこと。
- (2) 会計年度任用職員の休暇制度を正規と同等に拡充するよう、各任命権者に対して指導すること。
- (3) 会計年度任用職員の継続雇用不安に直結している、育児休業、介護休業、病気休業等の取得要件を緩和すること。

### 三、職位整備の要求

- (1) 少数職種をはじめとする職位の整備を速やかに前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう任命権者に対して指導すること。
- (2) 定年引上げをふまえ、職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう任命権者に対して指導すること。
- (3) 長時間労働の是正のため、人員確保を図るとともに、適切な人員配置、業務の削減に取り組むよう各任命権者に対して指導すること。

### 四、諸手当改善の要求

- (1) 月45時間を超える時間外勤務手当の支給率を100分の150とすること。
- (2) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
  - ア 交通機関等利用職員に対する通勤手当について、特急料金にかかる費用を全額支給とすること。
  - イ 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
- (3) 育児休業者について、一時金や退職手当の支給率等すべての除算率を改善すること。
- (4) 扶養手当を以下のとおり改善すること。
  - ア 教育加算額を引き上げること。
  - イ 他の扶養者の所得の多寡に関わらず、手当を支給すること。
- (5) 新規採用者に赴任旅費を支給できるよう改善すること。
- (6) 高齢者部分休業をした者の退職手当における除算期間を、実際に休業を行った時間を基に計算すること。
- (7) 待機を要する全ての業務に対し、手当を支給すること。

## 五. 休暇制度改善の要求

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
  - ア 現在一疾病180日間のクーリング期間について、国と同様に20日に短縮すること。
  - イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。
  - ウ 病気休暇の積算対象とならない、定期通院に対して職務専念義務免除とすること。
- (2) 介護に係る支援制度を以下のとおり改善すること。
  - ア 介護休暇期間を1年に延長すること。
  - イ 介護休暇の対象範囲を三親等まで拡大すること。
  - ウ 介護時間の期間を高齢者部分休業と接続できるよう延長すること。
  - エ 介護休業制度を創設すること。
  - オ 短期介護休暇の取得日数を1人あたりにするとともに、日数を増やすこと。
- (3) 特別休暇の育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。
- (4) 子の看護休暇の対象を以下のとおり改善すること。
  - ア 取得日数を子一人あたりにするとともに、日数を増やすこと。
  - イ 対象年齢を要件にかかわらず、18歳まで拡大すること。
  - ウ 養育の実態がある三親等への対象拡大や、感染症による学級・学校閉鎖、自然災害による休校時の子の世話を対象とするなど、取得要件を緩和すること。
- (5) 家族看護休暇を新設すること。
- (6) 不妊治療に関する休暇を以下のとおり改善すること。
  - ア 特別休暇の不妊治療休暇を、頻繁な通院等の要件にかかわらず年10日とすること。
  - イ 特別休暇及び病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。
  - ウ 不妊治療について長期の休暇が取得できるよう制度化すること。
- (7) 夏季休暇の取得期間を10月まで拡充すること。
- (8) 子育て部分休暇を小学6年生まで拡充すること。
- (9) 入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる育児目的休暇を制度化すること。

## 六. 労働基準監督強化の要求

- (1) 勧告・報告に教員を含めた全ての職員の時間外勤務の正確な集計を記載するとともに、各任命権者に対し、時間外勤務の正確な実態把握と事後検証を基にした、人員配置や増員、業務の廃止を含めた見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう指導すること。
- (2) 時間外勤務記録が正確になされているか定期的に調査し、必要に応じて各任命権者に対して是正勧告を行うなど、人事委員会として労働基準監督権を適切に行使すること。

## 七. 職場環境改善の要求

- (1) 長期療養者の人数、特に精神疾患の者が増加している実態をふまえ、メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策について、実態を把握したうえで、実効性のあるものとなるよう各任命権者に対して指導すること。
- (2) 労働災害を防止するため、管理職の責任を明確にして労働安全衛生体制の確立をするよう各任命権者に対して指導すること。

- (3) 良好な職場環境の整備は使用者の責任であることをふまえ、ハラスメントに当たるかどうかに限らず、勤務環境を悪化させる恐れのある行為が発生しないよう、各任命権者への指導を含め積極的な対応を行うこと。また、研修体制の強化や発生した場合の対応について、各任命権者に対して指導を行うこと。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に指導すること。
- (5) 休職者の職場復帰支援策の改善を各任命権者に対して指導すること。
- (6) 育児や介護等の事情で離職した職員の再採用制度を、他県や国の取り組みをふまえ創設すること。
- (7) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガンの治療をしながら勤務できるような制度を整備すること。
- (8) 地方公務員法第8条の第1項第2号をふまえて、健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、適正な制度の整備と運用を図るよう各任命権者に対して指導すること。
- (9) 全ての職種に対し、妊娠時の業務軽減のため、職員を配置できるような予算措置を講ずるよう各任命権者を指導すること。
- (10) 労働基準法第36条第1項に規定する協定について、遵守するよう適切に各任命権者並びに所属長に対して指導すること。
- (11) 他の地方公共団体及び民間の状況を踏まえ、禁錮以上の刑を受けた場合の救済措置を定めた条例制度の制定について勧告・報告を行うこと。
- (12) 現行の「教職員の評価・育成制度」及び「人事評価制度」は、評価結果に納得が得られておらず、育成の観点から所属長が丁寧な説明を行うよう各任命権者ならびに所属長に対して指導すること。そのうえで、人事委員会事務局が、人事評価制度をはじめとする勤務条件等の相談窓口であることを県職員に周知すること。

#### 八、高齢雇用制度の要求

以下のことを各任命権者に指導すること。

- (1) 多様な働き方が選択できる制度設計を行うこと。とりわけ、少数職種の短時間勤務の制度設計を行うこと。
- (2) 引上げた定年までは昇給を実施するとともに、60歳以下の賃金水準を下げないこと。
- (3) 退職手当については、勤続年数、支給率とも上限を引き上げること。
- (4) 少数職種について、再任用時の格付けの改善を図ること。
- (5) 再任用職員に対し、生活関連手当を支給すること。
- (6) 定年引上げ期間中も、計画的・継続的な新規採用試験を実施すること。

#### 【質疑等】

- 委員：要求書に対する回答を協議する際には、介護に係る支援制度について整理しておいてほしい。
- 委員：「待機を要する全ての業務に対し、手当を支給すること」との要求があるが、具体的な業務が想定されているのか。
- 事務局：災害待機等が考えられるのではないかと。待機が労働時間に該当しないのであれば手当を支給するのは難しいと考える。
- 事務局：使用者の指揮命令下に置かれていて労働時間であるという証明ができなければ、手当の支給は難しいと考える。
- 委員：国や他県の状況も調べながら検討するのがよいのではないかと。
- 事務局：国や他県の状況も踏まえた検討をしていきたい。

## 六 次回人事委員会の開催

令和6年5月22日（水）午前10時00分から開催することとした。